電話（口頭）記録用紙

日時	平成19年5月2日(水)　15時頃		
表　　題	熱海市伊豆山地内における宅地造成について		
訪問者	[redacted]	応対者	[redacted]
供 覧	所長　部長　技監　治山課長　　課員 [redacted]		
要　件	経　緯：4月27日、熱海市みどり農水課[redacted]から1haを超える開発が無許可で進められているとの連絡があり、事実関係を確認するため事業者から聞き取りした。内容は下記のとおり。 場　所：熱海市伊豆山字赤井谷 事業者：[redacted] ・上記場所で35万坪（約120ha）の土地を昨年自社が購入し、うち8万坪（約26ha）について宅地造成の開発計画を進めている。今年の2月から県の土地利用（土地対策室）に相談中。また林地開発許可への準備として、自然保護室との協議のなかで環境影響調査を進めている。 ・今回市から指摘されたのは、上記予定地での一連の開発に先行し、ろ過機能を持ったロックフィルダムを2基設置することによる。これは隣接する既開発地からの濁水が、下流逢初川を汚染するのを防止するため。設置に当っては熱海市に土採取条例の届出を2回行った。1基当たりの転用面積は9,800㎡で、2基では1haを超えるが10m以上離して設置するため一体と考えていない。 ・さらにこの2基のダム上流に、宅地造成（1.0ha以下）を計画しており、熱海市へ協議している（土地利用？）。 ・昨日、熱海市にダム設置部分にかかる伐採届を提出した。		
対　　応	・ダム2基を設置することで1haを超えれば、同一流域内での開発であるから一体であり林地開発許可が必要となる。 ・ダム1基分を取り止めれば1ha以下であるが、上流に宅地造成をするのであれば、その分も加わるから林地開発許可が必要となる。 （2基目のダムの届出を保留することを検討している様子だった）		

[redacted]

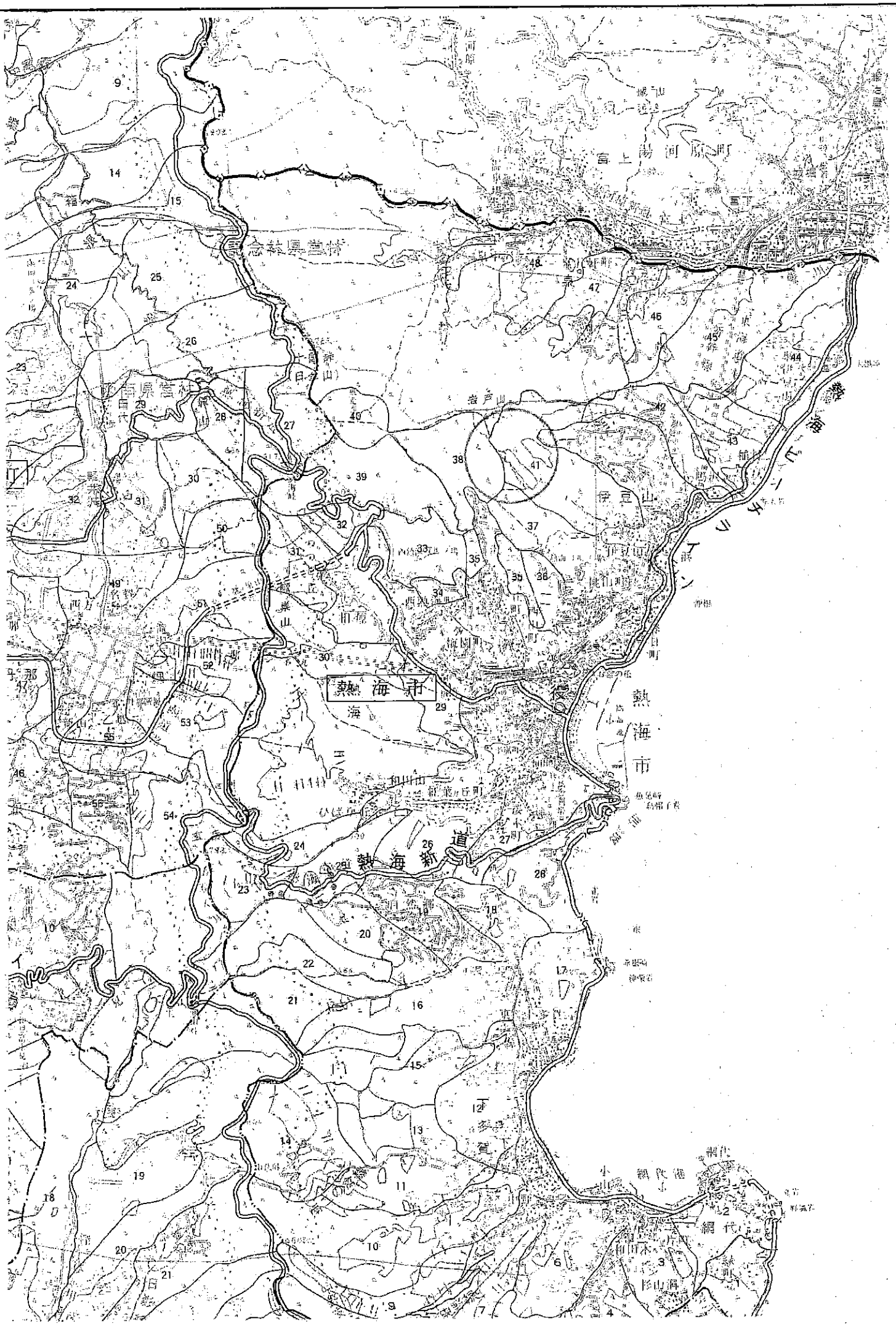
富士川河原町
熱海市
熱海新道
伊豆山
網代
相模灘